○財務省・農林水産省令第五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十二条第二項及び第十二条の二第一項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国） **第三十条**　法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。 一　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項に規定する農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（専ら有機農産物又は有機畜産物（令第二条第二項に規定する畜産物をいう。以下同じ。）を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（令第十八条第三号に規定する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及び欧州連合の加盟国 二　有機農産物及び有機加工食品（前号に規定するもののうち、酒類を除く。）にあっては、アルゼンチン及びスイス 三　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及び欧州連合の加盟国 四　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するもの及び酒類を除く。）にあっては、スイス （外国格付の表示） **第三十四条**　法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。 **附　則** この省令は、令和七年十月一日から施行する。	（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国） **第三十条**　法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。 一　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項に規定する農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（専ら有機農産物又は有機畜産物（令第二条第二項に規定する畜産物をいう。以下同じ。）を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（令第十八条第三号に規定する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、カナダ及び欧州連合の加盟国 二　有機農産物及び有機加工食品（前号に規定するもののうち、酒類を除く。）にあっては、アルゼンチン、英国、オーストラリア、スイス及びニュージーランド 三　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあっては、カナダ及び欧州連合の加盟国 四　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するもの及び酒類を除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア及びスイス （外国格付の表示） **第三十四条**　法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。

国	農林物資
アメリカ合衆国	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品
（略）	（略）

国	農林物資
アメリカ合衆国	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（酒類を除く。）
（略）	（略）